



所得制限額に加算されるもの

①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 10万円／人

特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合 15万円／人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 6万円／人

(ただし、扶養親族が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く)